

沖縄県ヒアリ対策総合マニュアル(Ver. 2.0)

令和7年3月

沖縄県

沖縄県ヒアリ等総合マニュアル 改訂履歴

| Ver. | 発行日 | 修正点 |
|------|--------|---|
| 1.0 | 令和2年2月 | ・初版発行 |
| 2.0 | 令和7年3月 | ・調査方法の追記及び変更(吸引調査の追加) ・情報共有体制の変更(県内専門機関で本同定まで実施) ・ヒアリ対処指針等、環境省資料をもとに最新情報を反映 |

目次

1 全体の流れ

| | |
|-----------------|---|
| 1.1 本マニュアルの目的 | 4 |
| 1.2 本マニュアルの使い方 | 4 |
| 1.3 侵入段階に合わせた対処 | 5 |

2 各対応マニュアル

| | |
|--|----|
| 2.1 ヒアリ未侵入時の対策 | 6 |
| 2.1.1 コンテナヤード内モニタリング | 6 |
| 2.1.2 コンテナヤード外・周辺モニタリング | 6 |
| 2.1.3 研修 | 6 |
| 2.1.4 調査方法 | 7 |
| 2.2 ヒアリ初侵入・第一発見時の対策 | 8 |
| (Ⅰ) 疑いアリ発見時の対応 | 9 |
| (Ⅱ) 情報共有体制 | 11 |
| (Ⅲ) ヒアリ類同定後の対応 | 13 |
| 初期対応 A コンテナヤードで発見した場合(発生源コンテナ不明の場合) | 13 |
| 初期対応 B コンテナヤードで発見した場合(発生源コンテナが特定できた場合) | 15 |
| 初期対応 C 事業者敷地内で発見した場合 | 17 |
| 初期対応 D 内陸部で発見した場合 | 19 |

3 一般市民からの情報提供対応

| | |
|----------------------|----|
| 3.1 一般市民からの情報提供対応の流れ | 21 |
| 3.2 関係機関一覧 | 23 |

4 その他

| | | |
|-------|-------------------------|----|
| 4.1 | ヒアリについて | 25 |
| 4.1.1 | ヒアリとは | 25 |
| 4.1.2 | ヒアリの基本的な生態 | 25 |
| 4.1.3 | ヒアリの世界的な分布域 | 27 |
| 4.2 | ヒアリの見分け方 | 29 |
| 4.2.1 | ヒアリの見分け方 | 29 |
| 4.2.2 | ヒアリの女王アリ | 30 |
| 4.2.3 | 沖縄に生息する間違えやすいアリとヒアリとの違い | 31 |
| 4.3 | ヒアリ対策に使用するもの | 33 |
| 4.3.1 | ヒアリ採集道具 | 33 |
| 4.3.2 | 殺虫剤 | 34 |
| 4.4 | 対象別普及戦略 | 36 |
| 4.5 | ヒアリに刺された場合 | 37 |
| 4.5.1 | ヒアリ毒と症状 | 37 |
| 4.5.2 | ヒアリに刺された場合の対処法 | 37 |
| 4.5.3 | 注意点 | 37 |

資料

資料 1 餌による誘引餌トラップ調査方法

資料 2 目視調査方法

資料 3 粘着トラップ調査方法

資料 4 吸引法調査方法

資料 5 普及啓発について

1 全体の流れ

1.1 本マニュアルの目的

南米原産のヒアリは攻撃性が高く、在来アリの駆逐などによる生態系の破壊、刺された場合のアナフィラキシー症状(体質による)、農業への被害等、様々な影響を及ぼすことが懸念されている。

日本においてヒアリは「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、2017年に初めて日本国内で発見されてから特に侵略性の高い外来種として監視体制が強化されてきた。2023年4月には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」に基づき、ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針(以下「ヒアリ対処指針」)が定められた。このヒアリ対処指針では、物流に関わる事業者を対象としており、ヒアリ類による被害を防止するための措置が示された。もしヒアリ類の侵入が確認された場合は、対象となる物品や土地、施設等において、国や地方団体、関係事業者による検査や消毒、生息状況調査が実施されることとなり、これらが適切に実施されるように関係機関が協力する必要がある。沖縄県内では、ヒアリは沖縄県対策外来種リストにおいて、まだ定着はしていないが侵入した際の生態系への影響が大きい外来種である「重点予防種」に指定されている。ヒアリの被害を最小限に抑えるためには、早期発見・早期防除が必要不可欠であり、そのためには県内外の機関が連携して対策に取り組むことが求められる。

本マニュアルは、万が一ヒアリが沖縄県で発見された場合に、各機関が速やかに防除処理を行えるように、沖縄県のヒアリ等対策事業^{*1}及び県内の関係機関の協力のもと、2020年(令和2年)3月に Ver.1.0として作成した。本 Ver.2.0は、沖縄県でその後進められた事業^{*2}による技術開発や県内でのヒアリ等対策の実情、および全国的なヒアリ侵入の状況や環境省によるヒアリ対処指針等の整備に鑑み、改訂を行ったものである。

^{*1} 平成28年度-31年度 沖縄県外来種対策事業(ヒアリ等対策)

^{*2} 令和4年度-6年度 沖縄県外来種対策事業(昆虫類・クモ類対策)

1.2 本マニュアルの使い方

本バージョンは、最もヒアリ侵入のリスクが高いと思われる沖縄本島那覇港をモデルとして作成した。この体制をベースとして空港や離島を含む県内全域に適応できるよう、検討を重ねていく必要がある。

ヒアリ対処指針に基づいて港管理者や対象事業者が取り組む事項の義務区分は、以下のとおり記号にて記した。

| 記号 | 該当する事項 |
|----|--|
| ◎ | 「 <u>すること</u> 」: 勧告、命令の対象となる義務的な取組事項。 |
| ○ | 「 <u>望ましい</u> 」: できるだけ取り組むことが望まれる努力的な事項。 |
| ☆ | 「 <u>有効である</u> 」: 先進的な優良事例として実施が推奨される事項。 |

1.3 侵入段階に合わせた対処

県内への侵入・定着状況および生態系等への影響を考慮すると、各侵入段階で必要対処が異なる。外来種区分は、沖縄県外来種対策指針に従った。

| ヒアリ侵入段階 | 外来種区分 | 必要な処置 | | 主体となる機関 |
|--|-----------------|-------------------------|--|--|
| 未侵入 <small>沖縄県内ではまだ発見されていない段階</small> | 重点 予防種 | コンテナヤード内モニタリング(P6-7) | | 【港管理者】※、 【環境省】 |
| | | コンテナヤード外・周辺モニタリング(P6-7) | | 【沖縄県】 |
| | | 研修(P6) | | 【沖縄県】、 【港管理者】、 【環境省】、 【対象事業者】、 【市町村】 |
| 侵入 発見 <small>アリ自体は発見されたが、拡散までは至っていない状態</small> | ※区分を問わず速やかに対策 | (I) | 疑いアリ発見時の対応(P9-10) | 【発見者】 |
| | | (II) | 情報共有体制(P11-12) | 【環境省】、 【沖縄県】、 【港管理者】、 【対象事業者】、 【市町村】 |
| | | (III) | 初期対応A(P13-14) コンテナヤードで発見した場合 (発生源コンテナ不明の場合) | 【対象事業者】、 【港管理者】、 【環境省】 |
| | | | 初期対応B(P15-16) コンテナヤードで発見した場合 (発生源コンテナが特定できた場合) | 【対象事業者】、 【港管理者】、 【環境省】 |
| | | | 初期対応C(P17-18) 事業者敷地内で発見した場合 | 【対象事業者】、 【港管理者】、 【環境省】 |
| 初期対応D(P19-20) 内陸部で発見した場合 | 【沖縄県】、 【環境省】 | | | |
| 定着 <small>分布域が県内広域に拡散されている段階</small> | 重点 対策種 | 県内広域モニタリング | | 【環境省】、 【沖縄県】 |
| | | 根絶処理 | | 【環境省】、 【沖縄県】 |
| | | 地域住民の安全確保 | | 【環境省】、 【沖縄県】 |

※【港管理者】には、港湾管理者および空港管理者が含まれる。